

被災者生活再建支援法改正案 概要

法改正の趣旨

- ① 東日本大震災以降の建築資材の高騰等により被災地の復興の環境が厳しさを増す中、生活再建の呼び水として、被災者生活再建支援金を拡充。
- ② 被災者生活再建支援金の国庫補助率を引き上げることにより、被災自治体の負担を軽減。

第一 被災者生活再建支援金の額の引上げ

東日本大震災以降の災害の被災世帯(公布日以後に住宅の再建等を行った場合)に対する被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引上げ。

| 基費支援金 | 全壊・解体・長期置き | 大規模半壊 | |
|-------|-------------|-------------|------------|
| | 100万円 | 50万円 | |
| + | | | |
| 加算支援金 | 建設・購入 | 補修 | 賃借(公営住宅以外) |
| | 200万円→400万円 | 100万円→200万円 | 50万円→100万円 |

→ 被災者生活再建支援金全体の最高額:300万円→500万円

第二 国庫補助割合の引上げ

被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合:2分の1→3分の2
※ 東日本大震災については、既に5分の4に引上げ済

第三 検討条項

半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯の範囲について検討。

施行期日:公布の日

【別紙1】

所在都道府県別の避難者数(平成30年10月12日現在) 【概要】
 (下段のカッコ書きは、前回(平成30年9月11日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

| 所 在 都道府県 | 施設別 | | | 計 | (前回 との差) | 所 在 市町村数 |
|-------------|----------------------------------|------------------|-------------|---------------------|----------------|-----------------|
| | A 応急仮設住宅等及び それ以外の賃貸住宅 等 | B 親族・ 知人宅等 | C 病院等 | | | |
| 北海道 | 1,289 | 453 | 7 | 1,749 | (0) | 63 |
| 東 北 | 岩手県 | 3,889 | 824 | 5 | 4,718 | (- 339) (※1) 25 |
| | 宮城県 | 1,632 | 1,266 | 6 | 2,904 | (- 590) (※1) 30 |
| | 福島県 | 8,284 | (※2) 2,184 | - | 10,468 | (- 156) (※1) 39 |
| | 上記三県 以外の県 | 3,452 | 2,032 | 33 | 5,517 | (- 35) 91 |
| | 合 計 | 17,257 | 6,306 | 44 | 23,607 | (- 1,120) 185 |
| 関 東 | 11,927 | 10,159 | 189 | 22,275 | (- 55) 350 | |
| 東海・北陸 | 1,391 | 379 | 2 | 1,772 | (- 3) 96 | |
| 近 畿 | 1,367 | 1,112 | 3 | 2,482 | (- 12) 101 | |
| 中 国 | 953 | 590 | 3 | 1,546 | (- 2) 54 | |
| 四 国 | 193 | 64 | 0 | 257 | (- 13) 33 | |
| 九州・沖縄 | 1,524 | 418 | 4 | 1,946 | (- 3) 127 | |
| 合 計 | 35,901 (- 1,118) | 19,481 (- 90) | 252 (0) | 55,634 (- 1,208) | 1,009 (- 6) | |

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から33,235人、宮城県から4,319人、岩手県から1,071人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。

（）
国の理想を語るものは憲法です。憲法審査会において、政党が具体的な改正案を示すことで、国民の皆様の理解を深める努力を重ねて行く。そうした中から、与党、野党といった政治的立場を超えて、できるだけ幅広い合意が得られるこ確信しています。

そのあるべき姿を最終的に決めるのは、国民の皆様です。制定から七十年以上を経た今、国民の皆様と共に議論を深め、私たち国会議員の責任を、共に、果たしていくにはありますか。

六 おわりに

「国民一致の力でなければ、到底国家の進運を図る」ことはできぬ」

戊辰戦争から五十年。南部藩出身の原敬は、我が国初の本格的な政党内閣を樹立しました。

議会の多数に基盤を得て、力強い政権運営が可能となつた。総選挙でも大きな勝利を得て、衆議院の三分の一近く議席を占めるに至りました。強固な政治基盤の上に、高等教育の充実、地方のインフラ整備、安全保障の強化。明治の、その先の時代の国創りを強力に進めるに当たり、原敬はこう語っています。

〔常に民意の存するところを考察すべし〕

（）
私もまた、次の三年、国民の皆様と共に新しい国創りに挑戦する。六年前、国民の皆様と共に政権奪還を成し遂げた時の初心、挑戦者としての気迫は、いまさかも変わらぬままはあります。

しかし、長さゆえの慢心はないか。そうした国民の皆様の懸念にもしっかりと向き合つてしまひます。むしろ、その長さこそが、継続こそが、力である。そう思つていただけるよう、一層、身を引き締めて政権運営に当たる決意であります。

少子高齢化、激動する国際情勢に真正面から立ち向かい、私たちの子や孫の世代のために、今日、ここから、希望にあるれ、誇りある日本を、皆さん、共に、創り上げようではありませんか。

御清聴ありがとうございました。

（以上）

出典：第197回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説より抜粋
平成30年11月2日（金） 衆議院 予算委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

【調査の概要】

- 調査目的
内閣支持や政党支持など、国民の政治意識を調査する
- 調査期間
2018年10月6日(土)～10月8日(月・祝)
- 調査相手
全国の18歳以上の男女2,172人
- 調査方法
固定電話と携帯電話による電話法(RDD追跡法)
- 回答数(率)
1,271人(58.5%)
固定電話 634件(67.1%)
携帯電話 637件(51.9%)

一内閣支持

第1問 あなたは、安倍内閣を支持しますか。それとも、支持しませんか。

- 支持する 42.3%
- 支持しない 39.8%
- わからない、無回答 17.9%

一支持する理由

第1問 SQ1 [第1問で「1.支持する」の人に]

- あなたが、安倍内閣を支持する主な理由は何ですか。これから読み上げる5つの中から、1つ選んでお答えください。
- 政策に期待が持てるから 11.5%
 - 支持する政党の内閣だから 14.2%
 - 人柄が信頼できるから 8.8%
 - 実行力があるから 15.6%
 - 他の内閣より良さそうだから 47.1%
 - その他 0.9%
 - わからない、無回答 1.9%

(分母=537人)

一支持しない理由

第1問 SQ2 [第1問で「2.支持しない」の人に]

- あなたが、安倍内閣を支持しない主な理由は何ですか。これから読み上げる5つの中から、1つ選んでお答えください。
- 政策に期待が持てないから 25.5%
 - 支持する政党の内閣でないから 9.5%
 - 人柄が信頼できないから 44.7%
 - 実行力がないから 7.1%
 - 他の内閣の方が良さそうだから 7.9%
 - その他 2.4%
 - わからない、無回答 3.0%

(分母=506人)

一今の支持政党

第2問 いま、あなたは、何党を支持していますか。支持している政党の名前を、1つだけおっしゃってください。

- 自民党(自由民主党) 36.3%
- 立憲民主党 6.1%
- 国民民主党 0.8%

- 公明党 3.3%
- 共産党(日本共産党) 2.7%
- 日本維新の会 0.5%
- 希望の党 0.2%
- 自由党 0.6%
- 社民党(社会民主党) 0.5%
- その他の政治団体 0.2%
- 特に支持している政党はない 41.5%
- わからない、無回答 7.5%

一内閣改造・自民党役員人事への評価

第3問 あなたは、安倍総理大臣が今月2日に行った内閣改造と自民党の役員人事を全体として評価しますか。評価しませんか。次の4つの中から1つ選んでください。

- 大いに評価する 3.5%
- ある程度評価する 28.6%
- あまり評価しない 36.2%
- まったく評価しない 19.7%
- わからない、無回答 12.0%

一内閣改造・麻生財務相留任への評価

第4問 安倍総理大臣は、内閣改造で、デフレからの脱却に引き継ぎ取り組むため、麻生副総理兼財務大臣を留任させましたが、野党側は、決裁文書改ざんの責任を取っていないなど批判しています。あなたは、麻生氏を留任させたことはよしかったと思いますか。よくなかったと思いますか。それともどちらともいえませんか。

- よかった 17.2%
- よくなかった 41.5%
- どちらともいえない 34.2%
- わからない、無回答 7.1%

一内閣改造・石破派・山下氏起用への評価

第5問 安倍総理大臣は、内閣改造で、自民党総裁選挙で戦った石破派の山下貴司氏を法務大臣に起用しました。あなたは、このことを評価しますか。評価しませんか。次の4つの中から1つ選んでください。

- 大いに評価する 7.3%
- ある程度評価する 46.9%
- あまり評価しない 22.8%
- まったく評価しない 8.4%
- わからない、無回答 14.6%

一安倍内閣が取り組むべき課題

第6問 安倍内閣が、今後、最も力を入れて取り組むべきだと思うことを、これから読み上げる6つの中から1つ選んでください。

- 経済政策 19.8%
- 社会保障 27.7%
- 外交・安全保障 11.4%
- 憲法改正 5.8%
- 地方活性化 14.0%
- 防災対策 11.3%
- その他 1.2%
- わからない、無回答 8.8%

一自民の憲法改正案 秋の臨時国会に提出すべきか

第7問 安倍総理大臣は、新内閣発足後の記者会見で、秋の臨時国会に自民党の憲法改正案を提出できるよう党内議論を加速させたい考えを示しています。あなたは、自民党の憲法改正案を秋の臨時国会に提出すべきだと思いますか。提出する必要はないと思いますか。それともどちらともいえませんか。

- 提出すべき 16.6%
- 提出する必要はない 36.3%
- どちらともいえない 38.0%
- わからない、無回答 9.0%

一憲法改正・自衛隊の明記への賛否

第8問 あなたは、憲法改正について、戦力の不保持などを定めた9条を維持したまま、自衛隊の存在を明記することに賛成ですか。反対ですか。それともどちらともいえませんか。

- 賛成 30.4%
- 反対 19.3%
- どちらともいえない 39.9%
- わからない、無回答 10.5%

一米貿易交渉開始への評価

第9問 安倍総理大臣は、アメリカのトランプ大統領と会談し、農産品などの関税を含む2国間交渉を始める一方、交渉が続いている間に、自動車などの関税を引き上げることで合意しました。あなたは、このことを評価しますか。評価しませんか。次の4つの中から1つ選んでください。

- 大いに評価する 9.4%
- ある程度評価する 47.1%

- あまり評価しない 24.2%
- まったく評価しない 8.0%
- わからない、無回答 11.3%

一日朝首脳会談はいつ行うべきか

第10問 安倍総理大臣は、拉致問題の解決に向けて、北朝鮮のキム・ジョンウン朝鮮労働党委員長との首脳会談に意欲を示しています。あなたは、日朝首脳会談ができるだけ早く行うべきだと思いますか。急いで行う必要はないと思いますか。それともどちらともいえませんか。

- できるだけ早く行うべき 54.8%
- 急いで行う必要はない 18.6%
- どちらともいえない 17.9%
- わからない、無回答 8.7%

一普天間基地移設進める方針への賛否

第11問 先の沖縄県知事選挙で当選した玉城新知事は、アメリカ軍普天間基地を名護市辺野古に移設させる計画に反対していますが、政府は、予定通り、移設を進める方針です。あなたは、政府の方針に賛成ですか。反対ですか。それともどちらともいえませんか。

- 賛成 23.1%
- 反対 31.7%
- どちらともいえない 35.9%
- わからない、無回答 9.3%

サンプル構成

| 全 体 | 性 别 | | 年 齡 | | | | | | 無回答 |
|--------|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| | 男 性 | 女 性 | 18～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | |
| 1,271人 | 620 | 651 | 66 | 111 | 170 | 186 | 255 | 403 | 80 |
| 100.0% | 48.8 | 51.2 | 5.2 | 8.7 | 13.4 | 14.6 | 20.1 | 31.7 | 6.3 |

| 全 体 | 男性の年齢 | | | | | | 女性の年齢 | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| | 18～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 18～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 無回答 |
| 1,271人 | 44 | 60 | 101 | 113 | 115 | 161 | 26 | 22 | 51 | 69 | 73 | 140 | 54 |
| 100.0% | 3.5 | 4.7 | 7.9 | 8.9 | 9.0 | 12.7 | 2.0 | 1.7 | 4.0 | 5.4 | 5.7 | 11.0 | 4.2 |

| 全 体 | 職 業 | | | | | | 都市規模 | | | | | | 無回答 |
|--------|--------|-----|--------|-------|----------------|------|---------|-------------|---------|---------|----------|------------|-----|
| | 農林業や漁業 | 自営業 | 勤めている人 | 学生や生徒 | 事業主様やパートをしている人 | 無 職 | その他の無回答 | 特別区と人口10万以上 | 人口30万以上 | 10万未満の市 | 10万未満の町村 | 人口5万未満の市町村 | |
| 1,271人 | 34 | 112 | 445 | 24 | 208 | 369 | 79 | 250 | 271 | 270 | 175 | 180 | 125 |
| 100.0% | 2.7 | 8.8 | 35.0 | 1.9 | 16.4 | 29.0 | 6.2 | 19.7 | 21.3 | 21.2 | 13.8 | 14.2 | 9.8 |

| 全 体 | 今 の 喜 し と さ | | | | 無回答 |
|--------|-------------|----------|-------|------|-----|
| | ゆとりがある | 多少ゆとりがある | やや苦しい | 苦しい | |
| 1,271人 | 61 | 524 | 398 | 166 | 122 |
| 100.0% | 4.8 | 41.2 | 31.3 | 13.1 | 9.6 |

出典：「政治意識月例調査」『放送研究と調査』平成30年11月号より抜粋

平成30年11月2日(金) 衆議院予算委員会 衆議院議員 隅 猛(国民民主党)

平成 30 年 10 月 31 日
調査及び立法考査局
憲法調査室・課

NHK の世論調査における政策課題としての憲法改正に関する回答結果

| 調査期間 | 設問（タイトル） | 割合 | 順位 | 備考 |
|----------------|-----------------------------------|-------|--------|---|
| 2018.10.6-8 | 安倍内閣が取り組むべき課題 | 5.8% | 6項目中6位 | 「割合」は、6つの政策課題の選択肢から「憲法改正」を選んだ回答者の割合。 「順位」は、選択肢の中での順位。 |
| 2018.8.3-5 | 自民党総裁選 爭点として期待するもの | 6.4% | 6項目中6位 | 同上 |
| 2017.11.10-12 | 安倍内閣が取り組むべき課題 | 5.5% | 6項目中6位 | 同上 |
| 2017.10.13-15 | 衆院選で最も重視したい政策課題 | 10.6% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2017.10.7-9 | 同上 | 10.8% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2017.9.29-10.1 | 同上 | 8.5% | 6項目中5位 | 同上 |
| 2016.7.1-3 | 参院選で最も重視したい政策課題 | 11.0% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2016.6.24-26 | 同上 | 10.8% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2016.6.17-19 | 同上 | 9.3% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2016.6.10-12 | 同上 | 9.4% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2016.5.6-8 | 同上 | 13.2% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2016.4.8-10 | 同上 | 12.2% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2016.3.11-13 | 同上 | 12.5% | 6項目中4位 | 同上 |
| 2016.2.5-7 | 同上 | 10.8% | 6項目中5位 | 同上 |
| 2016.1.9-11 | 同上 | 12.7% | 6項目中5位 | 同上 |
| 2013.7.13-15 | (参院選で)投票にあたって重視したいのは 7.憲法改正の問題 | 45.3% | 8項目中8位 | 「割合」は、投票先を決めるにあたって「憲法改正の問題」を重視したいと思うかについて「思う」と答えた回答者の割合。 「順位」は、同様の質問がなされた8つの政策課題の中での順位 |
| 2013.7.5-7 | 同上 | 43.1% | 8項目中8位 | 同上 |
| 2013.6.28-30 | 同上 | 46.3% | 8項目中8位 | 同上 |
| 2013.6.21-23 | 同上 | 46.2% | 8項目中8位 | 同上 |
| 2013.6.7-9 | 参院選で重視する政策課題 6.憲法改正の問題 | 34.5% | 7項目中7位 | 「割合」は、投票先を決める際に「憲法改正の問題」を非常に重視したいと思うかについて「はい」と答えた回答者の割合。 「順位」は、同様の質問がなされた7つの政策課題の中での順位 |

(出典)『放送研究と調査』2013.2-2018.11掲載分の「政治意識月例調査」

国立国会図書館作成資料

平成30年11月2日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 隅 猛(国民民主党)

先程申し上げましたように、この問題が財務省ひいては、いわゆる行政全体の信頼を損なったということを踏まえて、私自身も閣僚給与12カ月分の自主返納をさせていただいたところであります、今回の事態というものを真摯に反省した上で、今後二度とこうしたことが起こらないよう、文書管理の徹底など必要な取り組みを全力で進めていくことにより、大臣としての職責を全うしてまいりたいと考えております。私自身の進退については考えておりません。

問) 大臣は閣僚給与の1年を返納と言いますが、また再発防止に取り組むとおっしゃっていますが、大臣としての責任、今回こういうことが起こってしまった責任というものについて、どう考えいらっしゃって、今後どうその責任を果たしていかれるのか、もう少し詳しくお願ひします。

答) 大臣自身としてどう発言していくか、少なくとも今回のこの一連の事件が起きたというのは、これは間違いなく今までの局長の答弁と自分達の持っている文書との間に齟齬を来さないようにするために考えて、後から文書を直したということになっているのだと思うのですが、そういったことができる環境というところは、少なくともこれがきちんと電子決裁というようなことになると、それが極めて難しくなる、そういうことなのだと思いますので、そういったようなことにしていかねばならんというのが、分かりやすいところからいえば、そういうことでしょうけども、電子決裁になったからといって、完全にそういったことが否定できるかと、いや、そんな簡単なものではないですよ。もっと簡単にできるような機械が出てくるかもしれませんからね。そういった意味では、基本的にそういったようなことは基本的にあってはならないことなのであって、普通こういったような話は考えられない話なのであって、答弁をした方が間違えているのだったら、答弁のあれば間違いで訂正すればいいだけの話なのか、何となくそうではなくて後からの方を手直ししたというところに問題があるのだと私にはそう見えました。だから少なくともそういったようなものが、いわゆる組織として行われたかといえば、他の局、他の課でそういったことを全省的に行っているというふうには全く見受けられませんから、しかしながらといってその1人だけの責任かと言われるとそうとも言えないのではないかということになると、そういうようなものの文化みたいなものがそこにあるのかというようなことを考えなければならないということもあるのだと思いますので、そこらのところは再教育というようなことも考えなければならないでしようし、色々なところが反省せねばならないところだと思ってますし、またそういったような文書というようなものを、どういった形で改ざんができるようなシステムとしてどんどんどんどんばつとできるのかというのを、もう一回詰めなければいけないところだというのは、役人もみんな言っていますから、そういったところをきちんとさせていく、結構時間のかかる作業だと思いますけれども、最後までやらせなければいけないところだと思っています。

問) 今、大臣もおっしゃいましたように、なぜ答弁の訂正ではなくて、文書を改ざんする必要があったのか。なぜここまで国会議員の名前を消すように指示したり、総理の発言をきっかけに交渉記録を廃棄したり、なぜ財務省の方々がここまでやらなくてはいけなかったのか。これは大臣はどうお考えになっていますか。

答) それが分かれば苦労しないのです。それが分からないからみんな苦労しているのです、私も。どうしてこれがどこからスタートしたのか、佐川氏自身が局長として他の担当課の課長にこれこれと齟齬を来しているから改ざんしろと、書き直せといった形跡はありません。従ってどうしてそういったことになったのかというのが、私には正直分からぬところでもありますし、事実後になって、大分後になってから気がついたという話ですから、そういった意味では、私どもとしては最初のきっかけ、そこが私らとして一番関心があるところなのです。どうして修正って、これ間違っていますと言えば、えっと言って、あの時の発言はこうでしたああでしたと言えば、別にそういう話はよくある話ですから、そういった意味では書き直すのではなくて、言い直すということができたはずなのにそうしなかったその場の雰囲気、よく言う空気ってやつがそうだったのかもといえばそれまでなのでしょうけども、そこがちょっと正直何となく分からぬです。正直私達から見ても、どうしてそうなってしまったのかよく分かりません。

問) 今お話をなられた動機の部分なのですけれども、安倍首相やその妻である昭恵氏への忖度というものが働いたのではないかという見方が色々なところで聞こえています。その点について大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

答) 我々が調べた範囲では、今回の一連の発言の中で、安倍昭恵という人がかんでいるから、その文書を書き直した、もしくは修正をしたというようなものは認められておりません。私達の調査では。

問) 今回の文書改ざんをめぐっては、3月に近畿財務局の職員の方が1人亡くなられております。今回の文書改ざんとの因果関係があったのかなかったのか、あったとすれば組織のトップとして、どういうふうに受け止めていらっしゃるのか改めて教えてください。

答) 改ざんを拒否した人、改ざんにいかがな物かと発言をした人というのは、今回調査の中でいっぱいいました。拒否した人もいるのです。我々の調べた範囲の中で、改ざんをした人もいる。拒否した人もいる。それは色々なのだと思います。しかしそういった中で、今言われたように改ざんに関与したこと、非常に責任を感じてという形で自ら身を絶たれたという方がおられるということは、甚だ痛ましい話なのであって、我々としては極めて残念なことだと思っています。

その上で今申し上げましたように、この種の改ざんに関して、「いや」と言って、これに関与するのを断った人達と、断らな

財務省発表資料（平成30年6月4日 麻生大臣記者会見の概要）

平成30年11月2日（金） 衆議院 予算委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

スルガ銀第二者委 経営陣は「雲の上」

スルガ銀行による不適切融資の問題を調査していた第三者委員会の報告書は、すでに不適切融資が横行してその背景に過度な営業重視や法令順守意識の欠如、現場を十分に監督しない経営体制といった企業風土があつたことを明らかにした。スルガ銀は経営陣を刷新して、再発防止と内部管理体制の立て直しを図るが、信頼を回復するのは容易ではない。

（本文記事2面）

組織全体の企業風土の問題に帰着する

スルガ銀の社長に就任した有国三知男氏は7日、静岡県沼津市で行われた記者会見で、こう話した。

多くの地銀が収益難に苦しむなか、スルガ銀は個人向け融資に特化した独自の

スルガ銀の営業現場で

年3月期決算までは期連続の増益で、金融庁からも収益性を評価されてきた。しかし、報告書では好

運を支えていたはずのシェアハウスや一棟マンションなど投資用不動産向け融資を舞台で、数多くの行員が改さんや偽造に関与していく実態が明らかになつた。

スルガ銀の営業現場では、融資の審査を通すには、書類さえ整っていればいいという形式主義がまかり通っていた。シェアハウス関連の融資を巡っては16年5月に審査部から営業部門に

対して「家賃面で競争力が

つたといふ。営業ノルマのプレッシャーも強く、上司が部下を叱り喝したり、社内書類を扱ひつけたりする

ことが横行していた。

新社長に有国氏は7日の記者会見で、「経営陣に重要な情報が上がつ

てない。一番の問題は経営陣で雲の上から下界を見

ていた」と経営責任を強調

した。スルガ銀は、社外監査役

を設立し、岡野会長

を中心とした「責任調査委

員会」を設立し、岡野会長

ら取締役や執行役員につい

て法的責任があるのか調

査する。必要があれば、損害賠償を求める考え方だ。

混乱の収束を目指す有国

社長は会見で、「健全な社

内体制を構築した上で、個

新社長に有国氏

は

16

年

52

歳

身

高國三知男氏（あらいくに・み

ちお）

89年立教大経卒、入社。

静岡県出

身

52

歳

身

人向け融資を推進していくことに変更はない」と語った。しかし、不適切融資の問題の発覚以後、高収益の柱だった不動産関連の融資は苦戦している。金融庁が厳しい行政処分をするのも必至で、再建の道のりは険しい。

ここに変更はない」と語

た。しかし、不適切融資の

問題の発覚以後、高収益の

柱だった不動産関連の融資

は苦戦している。金融庁が

厳しい行政処分をするのも

必至で、再建の道のりは険

しい。

ことにはならない」と語

た。しかし、不適切融資の

問題の発覚以後、高収益の

柱だった不動産関連の融資

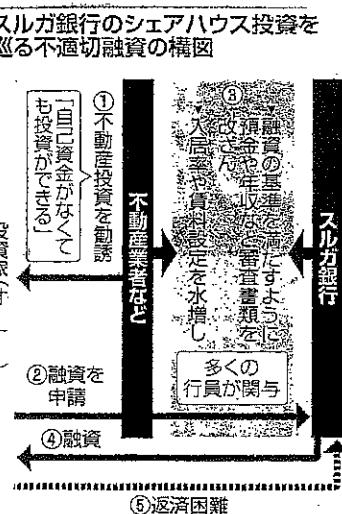
は苦戦している。金融庁が

厳しい行政処分をするのも

必至で、再建の道のりは険

しい。

※調査期間はシェアハウス物件の管理委託スマートデイズの動き



今後の対応について説明する有国三知男・新社長（7日午後、静岡県沼津市）＝松本貴裕撮影

平成30年9月8日 読売新聞記事

平成30年11月2日（金）衆議院予算委員会 衆議院議員 隅猛（国民民主党）

平成30年10月5日
金融庁

スルガ銀行株式会社に対する行政処分について

金融庁は、本日、スルガ銀行株式会社（以下「当行」という。法人番号 9080101000957）に対し、下記のとおり行政処分を行いました。

記

1. 命令の内容

銀行法第26条第1項に基づく命令

- (1) 平成30年10月12日（金）から平成31年4月12日（金）までの間、新規の投資用不動産融資を停止すること。
また、自らの居住に当てる部分が建物全体の50%を下回る新規の住宅ローンについても同様に停止すること。
- (2) 上記（1）の期間において、当行の役職員が融資業務や法令等遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけ、健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対して研修を行うこと。その際、各役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ当該研修に専念することにより、その徹底を図ること。
- (3) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。
 - ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化（厳正な判断が期待できる社外の第三者による客観的な検証体制の構築及び責任追及を含む）
 - ② 法令等遵守、顧客保護及び顧客本位の業務運営態勢の確立（当局への正確な報告の実施にかかるものや過去の不正行為等に関する必要な実態把握を含む）と全行的な意識の向上及び健全な企業文化の醸成
 - ③ 反社会的勢力の排除に係る管理態勢、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る管理態勢の確立
 - ④ 融資審査管理を含む信用リスク管理態勢及び内部監査態勢の確立
 - ⑤ 当行の営業用不動産の所有・管理や当行の株式の保有等を行い、創業家の一定の影響下にある企業群（ファミリー企業）との取引を適切に管理する態勢の確立
 - ⑥ シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関して、金利引き下げ、返済条件見直し、金融ADR等を活用した元本の一部カットなど、個々の債務者に対して適切な対応を行うための態勢の確立
 - ⑦ 上記を着実に実行し、今後、持続可能なビジネスモデルを構築するための経営管理態勢の抜本的強化
- (4) 上記（3）に係る業務の改善計画を平成30年11月末までに提出し、直ちに実行すること。
- (5) 上記（4）の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること（初回報告基準日を平成30年12月末とする）。

金融庁発表資料（スルガ銀行株式会社に対する行政処分について）

平成30年11月2日（金） 衆議院 予算委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

2018年10月19日

報道関係者 各位

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2-1-7

日本地所第7ビル3階

二瓶総合法律事務所

弁護士 今給黎 泰弘

TEL 03-3293-2651・FAX 03-3293-2679



『週刊文春』10月18日発売号における片山さつき参議院議員についての記事に関して、同誌面上でX氏と称されている人物を代理して、以下のとおり、コメントいたします。

「弊社の青色申告承認について、その取り消しがなされる可能性を指摘されたため、知人の紹介により片山氏に口利きの相談に伺い、税理士である私設秘書の方に対応していただけたことになりました。2015年7月、その私設秘書から要求された100万円を指定された口座に振り込んだのは事実です。

しかし、『週刊文春』の取材に応じて、私が話した以外の部分については、私がコメントする立場になく、『週刊文春』編集部にお問い合わせください。

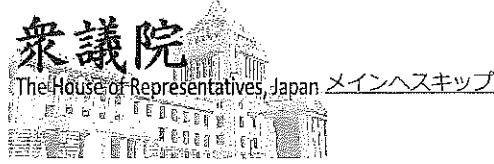
ところで、今回この取材に応じたのは以下のようない経緯によるものです。

当初、『週刊文春』が私に取材に来た際には、既に事の実態を把握されておりました。その中で、先に取材を受けた税理士である片山事務所の秘書が、弊社とのやり取りだけでなく、信用を棄損する事実無根の話を同誌の記者にしていることを知り、このままでは歪曲された報道がなされてしまうと懸念しました。そこで、当該秘書に対して何度か電話をかけてみましたが応答は一切なく、やむを得ず『週刊文春』に事実をお答えした次第です。

以上のとおり、片山氏サイドから情報が洩れ、弊社について虚偽の情報を流されたことが、『週刊文春』の取材に応じた発端であり、私から積極的に今回報道された事実を明らかにしたわけではないことをご理解いただきたいと考えております。今後は本件について、取材にお答えすることはできません。

二瓶総合法律事務所 今給黎泰弘弁護士発表資料

平成30年11月2日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 隅 猛(国民民主党)



衆議院議長談話（今国会を振り返っての所感）

まず、今般の西日本の豪雨災害により亡くなられた多くの方々に対し、心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に対し心よりお見舞い申し上げます。衆議院では、10日の本会議で決議を行いました。先日の台風12号により、被災地の皆様には、二次災害の危険など更なる過酷な状況が続いますが、政府におかれましては、この決議の趣旨を十分尊重して、被災者の方々に寄り添いながら、対応に万全を期していただきたいと思います。

先般の通常国会は、1月22日にはじまり、7月22日まで、延長を含めて182日間の会期となりました。

1. この国会において、①議院内閣制における立法府と行政府の間の基本的な信任関係に関わる問題や、②国政に対する国民の信頼に関する問題が、数多く明らかになりました。これらは、いずれも、民主的な行政監視、国民の負託を受けた行政執行といった点から、民主主義の根幹を揺るがす問題であり、行政府・立法府は、共に深刻に自省し、改善を図らねばなりません。

2. まず前者について言えば、憲法上、国会は、「国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関」（憲法41条）として、「法律による行政」の根柢である法律を制定するとともに、行政執行全般を監視する責務と権限を有しています。これらの権限を適切に行使し、国民の負託に応えるためには、行政から正しい情報が適時適切に提供されることが大前提となっていることは論を俟ちません。これは、議院内閣制下の立法・行政の基本的な信任関係とも言うべき事項であります。

しかるに、(1)財務省の森友問題をめぐる決裁文書の改ざん問題や、(2)厚生労働省による裁量労働制に関する不適切なデータの提示、(3)防衛省の陸上自衛隊の海外派遣部隊の日報に関するずさんな文書管理などの一連の事件はすべて、法律の制定や行政監視における立法府の判断を誤らせるおそれがあるものであり、立法府・行政府相互の緊張関係の上に成り立っている議院内閣制の基本的な前提を揺るがすものであると考えねばなりません。

3. また、行政・立法を含む国政は、「国民の厳肅な信託によるもの」であり（憲法前文）、民主主義国家においては、国政全般に対する国民の信頼は不可欠なものであります。

にもかかわらず、行政執行の公正さを問われた諸々の事案や、行政府の幹部公務員をめぐる様々な不祥事は、国民に大いなる不信感を惹起し、極めて残念な状況となつたのではないでしょうか。

4. 政府においては、このような問題を引き起こした経緯・原因を早急に究明するとともに、それを踏まえた上で、個々の関係者に係る一過性の問題として済ませるのではなく、深刻に受け止めいただきたい。その上で、その再発の防止のための運用改善や制度構築を強く求めるものであります。

5. 以上のような問題を生起せしめた第一義的な責任は、もちろん行政府にあることは当然でありますが、しかし、そのような行政を監視すべき任にある国会においても、その責務を十分に果たしてきたのか、国民の負託に十分に応える立法・行政監視活動を行ってきたか、については、検証の余地があるのでないでしょうか。国會議員は、私自身も含め、国民から負託を受けているという責任と矜持を持たねばなりません。このような観点から、最近、各党各会派や議員グループから、国会改革に関して具体的な提言がなされていることも、衆議院議長として、承知しているところであります。

今国会を振り返り、私たちは、国民から負託された崇高な使命とあるべき国会の姿に思いをいたし、憲法及び国会関係諸法規によって与えられている国会としての正当かつ強力な調査権のより一層の活用を心掛けるべきであります。そして、必要とあれば、その実効性を担保するため、それら国会関係諸法規の改正も視野に入れつつ、議会制度協議会や議院運営委員会等の場において、各党各会派参加の上で、真摯で建設的な議論が行われることを望むものです。

(平成30年7月31日)

衆議院発表資料（衆議院議長談話）

平成30年11月2日（金） 衆議院 予算委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

憲法第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

自民党案

第9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、國及び、国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

玉木代表質問

いわゆる72年見解に示された、必要最小限度という制約がなくなり、何の限定もない集団的自衛権の行使さえできる可能性があります。自衛権の範囲を大幅に拡大する改革案をつくっておいて、何も変わらないと言い切るのはうそつきであり、こうしたごまかしの9条改憲案に私たち国民民主党は反対です。総理、それでもなお何も変わらないと言い切れますか。

安倍首相答弁

現行の憲法第9条1項及び第2項の規定を残した上で、自衛隊の存在を憲法に明記することによって、自衛隊の任務や権限に変更が生じることはないものと考えています。